

平成 26 年 5 月 29 日 (木)

北海道労働委員会会議室

平成 26 年度 第 1 回北海道体罰防止対策連絡会議資料

道町村教育委員会連合会

(当別町教育委員会 本庄 幸賢)

1 体罰防止についての考え方

- (1) 体罰は、違法行為。いかなる場合も許されない。その影響は児童生徒の心身への悪影響をはじめ教育に対する信用失墜など、計り知れないということを認識させる。
- (2) 体罰防止に対する直接的な指導とともに、「子どもの人生を預かる使命感と責任感」について常に自覚させるため、サービス全体の中で指導する。
- (3) 懲戒との混同が体罰につながる。体罰防止のため、教職員個々に確固たる認識を持たせる指導を行う。

2 平成 25 年度の取り組み実績

- (1) 道教委指導資料による校内研修の実施。
- (2) 町教委主催の研修会における、全教職員への一斉指導。
- (3) 校長会、教頭会でのサービス規律保持の徹底指示。
- (4) 学校へのタイムリーな指導。

3 平成 26 年度の取り組み

- (1) 「身分や職責を忘れる」ということが、体罰をはじめとするサービス規律違反の基であるということから

交通違反の指導について「ネームカード作戦」と銘打った指導を行っている。これは、車の中に身分が一目でわかるカードを貼っておき、常に自覚させることが違反の防止につながるというねらいで始めたものである。

教員としての自覚を忘れた時にサービス違反は起こる。日頃から身分と職責を意識することを習慣付けるため、この指導を継続して行く。また、生徒に相対するときも自分の身分を忘れないことにつなげて行く。

(2) 校内研修等

- ア) 年 2 回以上のサービス規律保持についての研修を実施させる。
- イ) 事例研修を多く取り入れるよう指導する。
- ウ) ネームカード作戦の実施。

(3) その他の研修

- ア) 年 2 回の町教委主催の全教員対象研修会における全体指導。
- イ) 月 1 回実施の校長会、教頭会での管理職指導。

(4) 校内体制、体罰実態把握と報告

- ア) 相互牽制のための部顧問複数制。
- イ) 町教委による実態把握 (定期的な校長に対する聞き取り)
- ウ) 体罰あるいは疑いも含め、即時報告の徹底。
- エ) サービスに関する校内研修等の実施状況把握。